

所管部課	健幸福祉部 介護保険課		部長	関根 崇	
件名	東大和市認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金交付要綱の一部改正について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金交付要綱について、東京都の認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱の改正に伴い、交付要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 基金加算単価の増額 39,600,000 円 → 41,500,000 円</p> <p>② 補助条件のうち、開設後に利用料金を増額する場合の手続きに関する箇所の削除</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>補助要綱を改正し、事業者へ適切に補助を実施することにより、認知症グループホームの整備促進が図られる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和7年 7月24日 市要綱施行</p> <p>令和7年10月22日 都要綱改正</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>この補助金は、東京都の間接補助金である。(補助率 10/10)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					